

第 7 3 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

第 9 7 号議案 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約の件

第 9 8 号議案 平成 2 8 年度神河町一般会計補正予算（第 4 号）

神河町告示第127号

第73回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年10月25日

神河町長 山 名 宗 悟

- 1 期 日 平成28年10月28日
- 2 場 所 神河町役場 議場
- 3 付議事件
(1) 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約の件
(2) 平成28年度神河町一般会計補正予算(第4号)

○開会日に応招した議員

| | |
|---------|---------|
| 藤 原 裕 和 | 小 寺 俊 輔 |
| 藤 原 日 順 | 松 山 陽 子 |
| 山 下 皓 司 | 三 谷 克 巳 |
| 宮 永 肇 | 小 林 和 男 |
| 藤 原 資 広 | 廣 納 良 幸 |
| 藤 森 正 晴 | 安 部 重 助 |

○応招しなかった議員

な し

平成28年 第73回（臨時）神 河 町 議 会 会 議 録（第1日）

平成28年10月28日（金曜日）

議事日程（第1号）

平成28年10月28日 午前9時29分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第97号議案 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約の件
日程第4 第98号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第4号）
日程第5 議員派遣の件
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 第97号議案 神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約の件
日程第4 第98号議案 平成28年度神河町一般会計補正予算（第4号）
日程第5 議員派遣の件
-

出席議員（12名）

| | |
|---------|----------|
| 1番 藤原裕和 | 7番 小寺俊輔 |
| 2番 藤原日順 | 8番 松山陽子 |
| 3番 山下皓司 | 9番 三谷克巳 |
| 4番 宮永肇 | 10番 小林和男 |
| 5番 藤原資広 | 11番 廣納良幸 |
| 6番 藤森正晴 | 12番 安部重助 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂田英之 係長 楨 良 裕

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟 ひと・まち・みらい課長

| | | |
|------------------|------|------------------|
| 副町長 | 細岡重義 | 藤原登志幸 |
| 教育長 | 澤田博行 | 建設課長 真弓俊英 |
| 町参事 | 野邊忠司 | 地籍課長 児島則行 |
| 町参事 | 谷口勝則 | 上下水道課長 中島康之 |
| 総務課長 | 日和哲朗 | 健康福祉課長 大中昌幸 |
| 総務課参事兼財政特命参事 | | 会計管理者兼会計課長 |
| | 児島修二 | 山本哲也 |
| 情報センター所長 | 藤原秀洋 | 病院事務長 藤原秀明 |
| 税務課長 | 和田正治 | 病院総務課長兼施設課長 |
| 住民生活課長 | 吉岡嘉宏 | 藤原広行 |
| 住民生活課参事兼防災特命参事 | | 教育課長 松田隆幸 |
| | 田中晋平 | 教育課参事兼地域交流センター所長 |
| 地域振興課長 | 石堂浩一 | 児島浩一 |
| 地域振興課参事兼観光振興特命参事 | | |
| | 山下和久 | |

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。

第73回臨時会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

また、本日、大変御迷惑をおかけしております。議場のパソコン機能が、昨日、きょうのために準備をしておりましたところ、ふぐあいが判明しました。そういった意味で、復旧に担当者かなり力を入れてくれたわけですけれども、復旧はなされませんでした。こういう形の会議室での本会議となりますが、どうぞよろしく願いたします。

また、10月の21日午後2時過ぎに鳥取県で大きな地震があり、多くの方が被災されました。ここに謹んでお見舞いを申し上げます。4月の14日には熊本、大分でも地震発生により多くの被害が出ております。最近各地で地震が発生しており、いつどこで大きな被害が出るか大変心配な状況であることを我々認識しておかなければならないと思います。人命第一の対応が求められておるところでございます。

本日、第73回臨時会が招集されましたところ、議員各位には、定刻までに御参集賜り、ありがとうございます。

今臨時会に提案されます案件は、工事請負契約1件、一般会計補正予算の2件であります。いずれも今後の町政にとって重要な案件であります。適正妥当な結論が得られますよう慎重審議に努めていただきますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。私のほうからも、第73回臨時会開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

日ごとに秋の気配が深まりつつ、きょうこのごろでございますが、第73回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を得て開催できますこと、厚くお礼申し上げます。

まずは、10月21日、最大震度6弱を記録いたしました鳥取県中部地震からはや1週間が経過いたしました。発生以降の震度1以上の地震も257回を記録しているという状況でありまして、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧復興を願うところであります。

神河町では震度3を記録いたしました。幸いに被害は発生しておりません。また、関西広域連合におきましては本日からは被災家屋の被害認定業務を中心に支援に入ることになっておりまして、神河町のほうにも支援要請が来ておりまして、広域連合のほうに申し入れをさせていただいているところでございます。広域連合のほうで調整をしていただきながら、また連絡が入ることを待つという、そういった状況でございます。

さて、10月に入りまして、町内各地で秋祭りが開催され、大いににぎわいを見せ、また観光施設におきまして、9月の天候不順により入り込み数の落ち込みが見られましたが、10月に入って比較的安定していることと、神河町のトップシーズンの中で各施設、多くの観光客でにぎわいを見せているところでございます。23日の砥峰高原のススキまつりも、非常に寒い中、また時折しぐれる中ではございましたが、延べ3,400人の方々ににぎわいを見せたという状況でございます。

御承知のように神河町はテレビ、新聞等で多くの紹介をいただいているところでございまして、昨日NHKでも砥峰高原を中心に紹介をいただいたところでございます。改めて神河町の知名度が上がってきているということを実感するとともに、神河町議会初め町民の皆様、そして神河町を応援いただいております全ての皆様に感謝申し上げます。これからも交流から定住をキャッチコピーに情報発信力を強化していきたいというふうに考えるところであります。

さて、今臨時会におきましては、神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約案件1件、そして平成28年度一般会計補正予算案の計2件を提案させていただきます。議員の皆様にはよろしく御審議賜り御承認いただきますようお願いを申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

午前9時34分開会

○議長（安部 重助君） ただいまから第73回神河町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、お知らせいたします。山下地域振興課観光振興特命参事が97号議案審議終了後に人権関係の集会に参加されるということで退席されますので、御了解を願います。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（安部 重助君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長から指名します。
3番、山下皓司議員、4番、宮永肇議員、以上2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（安部 重助君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。
それでは、早速議案の審議に入ります。

日程第3 第97号議案

- 議長（安部 重助君） 日程第3、第97号議案、神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

- 町長（山名 宗悟君） それでは、第97号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町峰山高原スキー場造成工事請負契約の件でございます。

本件は神河町峰山高原スキー場整備工事のうちゲレンデ3コースに係る造成工事を行うもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細について、地域振興課観光特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

- 議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

地域振興課観光振興特命参事。

- 地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。

それでは、お手元の議案書並びに図面をもって御説明申し上げます。議案書の次のページをごらんください。工事請負契約に関する附属説明書でございます。

入札状況は、平成28年の10月24日午前8時55分から役場3階第3会議室で行いました。

次に、応札業者と入札書の記載金額は、19社の応札があり、落札業者は株式会社藤原工業で、金額は5,129万4,000円でございます。契約金額は、消費税8%を加算し、5,539万7,520円でございます。

次に、契約相手方の株式会社藤原工業の経歴につきましては、工事出来高及び資本金につきまして記載のとおりでございます。

工期につきましては、本日議会の議決をいただいて、10月28日から平成29年3月31日までの契約といたしたいと思っています。

次に、工事の内容につきましては添付図面にお示ししておるとおりでございますが、主な工事につきましては、スキーゲレンデ3コースの伐採、伐根が7万6,483平米でございます。それから、ゲレンデの予定地の立木を伐採、その後、バックホーで伐根した穴があいた部分を埋め戻し整地します。それから、種子散布が5,300平米でございます。この部分については、切り土、盛り土のり面部分を在来種で吹きつけます。

それから、2ページのほうには排水路計画等が書いてあると思います。第1号排水路工が137メートルでございます。それから2号排水路が185メートルでございます。それから第1号暗渠排水が79メートルです。これには図面で2カ所に分かれて29メートル分と50メートル分が記載されていると思います。それから2号暗渠排水については35メートルです。それから3号暗渠排水については50メートル、それから会所ですが4基、それから沈殿池が1カ所となっております。

以上がこのたびの峰山高原スキー場造成工事に係る工事契約の内容とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（安部 重助君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） おはようございます。1番、藤原でございます。何点が質問をいたしたいと思います。総務課長にも担当課にもお尋ねするかもわかりません。

落札の関係で、入札がこの24日に行われました。以前、調整池等の入札がありました。そのときに私、同席、傍聴させていただいたんですけども、そのときの町内業者と今回の業者の一覧表をここへ添付されとるんですけども、二、三社、何か入れかわったりするような部分が見受けられるんですけど、その原因とか、そこら辺について、総務課長、担当課は総務課、入札担当、そこら辺の説明をしていただきたいのと、それから、業者名を言います。落札業者は藤原工業さんですね。お世話になるんですけども、実は藤原工業さんはほかの工事現場等でも、大きな建設課の関係とか、ほかの課でもあるんで

すけれども、入札ですので、数多く落札を、仕事を持っておられるんですけれども、こちら辺についてはどのように、丸投げせずにやられるのか、そういう部分についてのお尋ねをしたいと思います。

それから、これは担当課になろうかと思うんですけれども、以前、コースの根っこ部分、リフトの乗り入れ部分いうんか、A、B、Cのコースが3本寄ってきたところ辺が造成の中でコース幅が狭いんじゃないかなという部分で、この添付されておる根っこ部分、約150メートル前後あるんですけれども、「ノルウェイの森」の小道を恐らく移動させて、できるだけ広げようという部分と、こちらの左側部分の、南側部分いうんか東側部分の山の切り土をできるだけせずつというようにことなんですけれども、こちら辺が、果たしてこの造成工事の中でやって、15メートル、これでもう入札をかけたんですけれども、こちら辺が果たして大丈夫なのか。もう少し掘削なり、ノルウェイの小道のほうは1段低いので、できるだけ私はこっちに寄るべきやということで前も意見を言うたんですけれども、せめてもう10メートルでも幅が広がったほうが、ここでスキー客さんが集合する場所なんで、できるだけこちら辺が、変更できるんかどうかわからんですけれども、そこら辺についてのもう一回お尋ねをしたいと思います。

それから、続いて言います。環境審議会、3月18日に私、同席をさせていただきました。その審議会の内容をいろいろ、私なりには委員の皆さんが申されたこととか役場担当課が回答されたこともいろいろ記録としては残しとるんですけれども、要はそのコースの中で、造成する工事の中の部分で、岩塊流とか、いろいろ特殊な希少植物とか、そういう部分を移植するんやとか、それからドウダンなんかのツツジなんか種子をとって移すんやとか、それからヒダサンショウウオとか岩塊流が一部かかりますね。できるだけコースから外すんやというような説明もしていただいとるんですけれども、そういう中で、最後のほうに、これ委員の中やったと思うんですけれども、計画は計画としても、環境の影響ができるだけないように見直すような勇気が必要であると。そやから、この町の中で県の教授なんかの環境審議会のメンバーも入られると思うんですけれども、こういうメンバーを含めて、工事する前からずっと恐らく上へ上がって見られると思うんです。そうした中で、例えばこの植物を、何か植物の名前があるんですけど、これは移植せんとあかんやつをそのまま例えばほって押したくともうたら、これは工事ストップになりますわね。そこら辺については十分詰めた話をされると思うんですけれども、工事のおくれも予想されるんかなという思いもします。その点、いろいろ言うたんですけど、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安部 重助君） まず、それでは総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。まず、1点目の御質問、調整池の工事、そして今回の造成工事についての参加業者についてのお尋ねというところでございます。

この入札につきましては、事後審査型一般競争入札ということでございまして、町内

業者の特例を適用したいという中身でもちまして、この入札を実施をさせていただいておるといところでございます。もう少し詳しく言いますと、設計金額が5,000万円以上ということになりますので、本来でありますと一般競争入札の適用ということになります。また、町内業者の上位特例範囲の適用を行うにつき、町内業者に加え、神崎郡内に本店または契約締結権限を有する支店、営業所等を有する者を加えた事後審査型条件つき一般競争入札ということで実施をさせていただきました。その結果、町内業者につきましてはBランク、Cランクの業者さんを合わせまして19社が対象となります。その結果、入札に参加されなかった業者さんもありまして、あわせまして調整池の工事につきましては町外の業者が1社参加をされまして、合計17業者で入札を実施をいたしました。そしてこのたびの造成工事につきましても、町内の参加対象業者は19社でありましたけれども、2社の方の参加がありませんでしたので、17社プラス町外の2社ということで、19社の参加をもって入札を実施をさせていただいております。以上が参加業者の入れかわりがあったということに対する御説明でございます。

それから、2点目の、このたびの落札業者様が他の工事現場も持たれてるという内容でございましたけれども、これにつきましては、入札の結果ということでございます、これまでも同様の結果は出てきているかというふうに思っております。下請の調整につきましても、従来どおり実施をしていただきながら円滑な工事が進められるものと確信をいたしております。

補足等がありましたら、建設課長のほうからまた申し上げたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 補足ありますか。なければ。

建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 特に補足等はございません。よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） それでは、観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 藤原裕和議員様の御質問でありました、各コース、Aコース、Bコース、Cコースが集約されて最後のところに来る部分が細いという御指摘、以前もございました。それで、今お答えできる状況は、まず現場のほうでできるだけ今言われたような格好で押し出せないかなということを検討しながら進めていきたいというふうに思います。まず1点目のことにつきましては、現段階での状況では、現場状況により判断をしたいということを考えております。2点目ですけれども、環境審議会の確かに議員さん出席していただきました。その中で何点か御指摘がございました。その点でございますけれども、さきの補正予算のときに承認いただいた、その契約案件、契約予算ですね、その部分で業者と接触いたしております、既に先週、地域振興課の商工観光職員、それからホテル関係者等々、それから専門家の方を入れて現場で種を採取しております。それから、この部分については移植せなあかんという部分についても把握いたしております。それから、前々年度ぐらいには、もうこれは地

域振興課職員総動員しましてススキの穂を刈って、要は今後それに吹きつけられるよという格好の準備はしております。なので、その折々につきまして、きちっと調査をしていくと。場合によっては本庁の自然環境課のほうと協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、2点余りお伺いいたします。

3月の当初の予算のときにいただきました資料の関係なんですけども、造成工事で載ってた額と入札されている額とを見ますと多分3割程度ふえてるのかなと思うんですけども、同じ造成工事の中で3割ふえた理由は何があるのかということと、もう1点なんですけども、税抜きで5,100万程度の工事なんですけども、概要で書かれてる数量で5,100万に相当する工事の内容を想像せえというのはちょっと難しいんで、できないと思いますので、それぞれの工事の中で今書かれてる分、工事の占める比率、どの程度になってるのかということをお伺いいたしたいと思います。先ほど種子吹きつけも5,300平米とか言っとられたと思うんですけども、要は全体的に5,100万が必要だという、この中身の比率で言ってもらったら多分わかると思いますので、わかるように説明を補足していただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） すぐ回答するのは難しいです。

内容について、設計書を全部見て、そのパーセンテージを計算しなければなりません。なので、造成工事につきましては、当初の中でいきますと、設計金額でいきますと、造成工事は約6,500万ぐらい想定いたしておりました。現在、今回の造成部分につきましては5,500万程度ということでございますので、逆に造成工事については中身は減っております。どういうことをやろうかという中身につきましては、図面でお示ししたとおりなんですけども、排水工事と、それから造成工事、造成工事といいますのは木の伐根ですね。まず切っていただいて、その木は、ちっちゃい浅木の部分については回収するだけでいいんですけど、大きな根の部分については、ユンボを入れまして、そこを根から取ると、その中で今度はその部分を埋め直してならず、それを延々続けていくわけです。その面積が先ほど言うた面積でございます。例えば緑の杉、ヒノキという部分、これが6,172平米と、それから雑木が7万311平米ということでございます。それから切り土、盛り土については前言うた部分だけですよね。ほんの少しということで、多くかかるのは多分排水工事、それから暗渠工事というふうに思われます。その分の比率についてですけども、それは設計書を全て今から見なあかんということなんで、その分については今言った内容で御理解いただけないかなと思うんですけど、だめでしょうか。

○議長（安部 重助君） 契約案件の議案ですんで、それに深く関連するようであれば調

査せなあかんのだけど、どうですか。いいですか。

藤原議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。何が言いたいかといいますと、やはり5,000万の工事ですね。その中で主たるものの工事明細はある程度上げとかないとわからないですね。仮に排水路工事、これにしましてもむちゃくちゃ高い金額になってないと思うんですね。そうしますと、あと造成工事、1枚目に出ている図面にいたしましてもそんなむちゃくちゃ金かからないのかなと思うんです。そうすると、2つ合わせても多分半分も金行かへんのかなと思うんですけど、残り半分ってどんなふうになってるのかなと気になってしまうんですね。やっぱりどうしてもお金の内容について、ある程度はこちらもこのくらいの工事かなとは思いますが、何かちょっとしにくいんでお尋ねしたとこなんです。

○議長（安部 重助君） 総務課、答弁できますか。

暫時休憩いたします。

午前9時51分休憩

午前9時53分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 地域振興課、山下でございます。それでは、設計書レベルの内容でいきたいと思います。敷地造成工事については56.7%、それから排水路工事が37.3%、それから仮設工事が6%、以上で100%でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 廣納です。入札関係についてお伺いをいたします。

今回19社のうち2社が辞退され、また新しく2社を入れたというような答弁があったのをもう一度お聞きして、町外業者はどの方なのか教えていただきたいというのが、今までは入札をすると辞退というのが出て、それを追加する例は余り私は記憶がないんですけど、なぜそれを入れかえたのか。多ければ多いほど公平を保たれてるという考えが根底にあるならば、それはまずもおかしい。要するに最初選んだ20社だったら20社の中から辞退、辞退、辞退、辞退が出たのは横に辞退と書いて、ああ、こんだけ今回辞退されて誰々がとられたんやなということがようわかるんですけども、辞退されたので2社入れかえたというような答弁があった、その真意をお伺いしたい。

それともう1点は、杉、ヒノキ等々、第2リフトのほうかな、これ、の保安林解除のためにまず議決をいただきたいというようなあれだったんで、きっちりもう保安林解除ができて次々工事ができるようになったのか、2点お願いをいたします。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。先ほどの廣納議員の入札参加業者に関するお尋ねでございます。私の説明が少し不十分だったかというふうに思いますけれども、まずは事後審査型一般競争入札を実施することによりまして、町内特例で参加業者が、厳密に言いますと、土木工事でありまして、Dランクの690点以上の業者様が入札参加ができる仕組みとなります。しかしながら690点以上のDランク業者は町内にはおられませんので、Cランク、Bランクの業者が対象ということになります。そしてBランクの業者につきましては町内4社、そしてCランクの業者につきましては町内15社ということで、合計19社がこのたびの造成工事、そしてまた前回の調整池の工事につきまして参加対象業者ということになるわけでございます。その中で、まず調整池の工事で申し上げますと、参加資格として19社の参加資格があるわけですが、そのうち16社の町内業者プラス町外業者ということで、お名前をとということでしたので、あえて、進路工業株式会社様が参加をされまして、調整池の工事につきましては町内16社プラス町外1社の計17社の参加となりました。それから、このたびの造成工事につきましては町内19社の参加のうち17社が町内参加、そして町外からは2社、進路工業株式会社様と株式会社フジケン様ということで参加をされまして、19社で実施をしたというところでございます。よろしく願いいたします。（発言する者あり）

大変失礼いたしました。あくまで一般競争入札ということですが、参加対象業者という表現がおかしかったのかもしれませんが、町内19社の方が参加資格がありまして、その中でこのたびの工事については17社の業者が参加をされ、そして町外業者については2社が参加をされ、合計19社でもって入札が実施をされたというところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） よろしいですか。

○議員（11番 廣納 良幸君） じゃあ、次の保安林解除、まだ。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 山下でございます。確かに以前業者選定をしなければ保安林解除が進まないというお話をさせていただきました。そのとおりでございまして、今回業者が全て決まりましたので、随時進んでおります。ただ1点、今ちょっと問題になっているのは、伐採木の有償か無償かということら辺で今ちょっと協議をいたしております。当初、向こうの担当者のお話では、公共性が高いということでございますので、できるだけ、多分無償でいけるであろうということだったんですけども、現在それについて収益施設であるのでそれはどうかなということら辺で今、協議に入ってもらってます。ただ、その中に中播磨県民センターのほうの方に入っていて、それができるだけ無償で工事ができるような格好で今、協議を進めております。それ以外の書類についてはほぼ整っておりますので、順調に進むというふうに

考えております。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 廣納です。1点目、入札業者、要するに町内業者の19社に応募をかけたわけではなく、入れる資格がありますよという前提で17社しかなかった。17社でなぜいけないのかというのが、17社やと町内で税金を、私は常に言っ
とるように、よそに持っていかれるよりこっちへ、町内で落とさせていただきなさいとい
うのは私の持論ですから、何も17社でよかったんちゃうか。なぜ19社にこだわった
のかという点が再度。

それと、今の工事費の中に、山下特命参事の件ですけども、要するに有償か無償か
い
う分の有償の場合の工事費なのか無償で計算してあるのか、また言うたら金が変わっ
てくるので何でやいうことになるんで、そこら辺をどういうふう考えてるか。この2点
再度。

○議長（安部 重助君） 総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。1点目の御質問でございま
す
けれども、まずはこのたびの入札につきましては一般競争入札でございます。通常実施
を
しておりますのは指名の入札でございます、そこがもともと入札の実施方法が違っ
てくるというところでございますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。
以上です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） 設計書の中では無償という格好
で
設計しておりますので、その分、もし有償となれば工事費がアップしてくるとい
う
ふう考えています。

○議長（安部 重助君） 廣納議員。

○議員（11番 廣納 良幸君） 再度お伺いたします。要するに一般競争入札という言
葉
が大手を振って歩いておりますけれども、それはそれでええんですけども、なぜ19
社
にこだわったか。もっとすばらしい会社が土木に関しては郡内でも姫路市でもたく
さ
んおられるのに、そこに限定する、その2社を選んだ根拠。選ばれなかったら、あ
あ、
町内業者さんでよかったな、誰がとっていただいても税金入ってくるなという考
え
を私は常に持っていますので、なぜその2社を選んだかという根拠、お願いします。

○議長（安部 重助君） 副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡でございます。入札につきましては、5,000万以下に
つ
きましては、総務課長が言いましたように、指名で行います。5,000万以上につ
き
ましては一般競争入札ということで、誰が入られてもいいということです。だから、
神
崎郡内というエリアを設けておりますので、神崎郡内の業者が何人来ていただい
て
もいいし、それから神河町の業者が何人来てもいいんですけども、その範囲を690
点
以上ということにしておりますので、それが指名でありますと、神河町の業者、C
ラ
ンクの

4社だけということになりますので、そのD業者が15社ございます。議員がおっしゃるように、いろいろと町内の業者に発注する機会を与えたらいいじゃないかということで、その15社も入れるために、特例という範囲がございまして、それは郡内の他町の業者まで公告するとその残りの15社も入れると、それを入れなければ、町内 فقطと4社だけの公告ということになってしまいますので、そういう中で郡内という範囲を広げました。郡内でも、その690点以上、たくさんありましたら、応募をいただいたら当然その入札の参加になるんですけども、今回は2社だけであったと、前は1社だけであったということでございます。ゼロかもしれません。郡内で申し出がないかもしれません。そういう中で、町内では19社が特例範囲の中に入るとのことでございますので、そのうち17社が今回応募された。あと2社については、ちょっと詳しくは聞いておりませんが、ほかに事業を持っていて今回こちらのほうに入札をできないというような考えかもわかりませんが、そういうふうな中で2社は応募がなかったということでございます。こちらから指名したというわけではないので、今回については一般競争入札ということで、応募いただいた範囲で入札を行ったということでございます。以上です。

○議員（11番 廣納 良幸君） 議長。

○議長（安部 重助君） もう3回目になりますので、調整させていただきます。

今、詳しくは聞いていないのでという言葉が出たんですけど、これちょっと入札担当者としてぐあい悪いんですけど、これどういうふうに取り扱ったらいいんですかね。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。応募されなかった理由は聞いておりませんのでちょっとわかりません。今の発言取り消しさせていただきます。その2社についてはどういって応募がなかったかということはないので、今ちょっと臆測的に言いましたので、それは取り消しさせていただきます。以上です。

○議長（安部 重助君） 今、廣納議員は3回になりましたので、ほかに関連で、もし、質問していただいたら結構ですけど、ほか、ございませんか。

○町長（山名 宗悟君） ちょっと補足、よろしいですか。

○議長（安部 重助君） 補足、こっちから聞いてからのほうがよろしい。

なら、先、町長どうぞ。

○町長（山名 宗悟君） 同じ答弁になるかもしれませんが、もう少し簡単に申し上げますと、まずこのたびの入札について、常に私ども基本に置いております町内業者をどれだけたくさん参加していただくかということが基本でございます。ところが工事の金額が5,000万円以上ということになってきますと、ルール上、一般競争入札というのが基本になってくるわけです。その中でどれだけ多くの町内業者に参加していただくことを考えたときに、このたびのこの入札方式をとらせていただいたということでございますので、町内業者たくさん参加していただきたい、そして一般競争入札なので町外の業者も当然資格があれば応募されますので、そこを、あなた、だめですよということには

ならないというのが、一般競争入札のルールに基づいて入札をさせていただいた。そして結果、19社が対象となる町内業者ですが、入札に関しては17社から参加いただいたという、そういうことでございます。

○議長（安部 重助君） 藤原日順君。

○議員（2番 藤原 日順君） 2番、藤原でございます。ちょっと基本的なことをお聞きしたいんですが、先ほど伐採木の有償、無償という話が出ましたけども、工事請負と立木補償というのはまた別のもんで、それを一緒に考えることはおかしいと私は思うんですけど、その辺についてコメントいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） どういうふうにお答えするのかちょっと難しいんですけども、予算でいいますと補償補填のほうに入ると思います。今回の工事に絡んで、リフトが通る部分につきましてはその部分を伐採しなければなりません。その木が保安林でして、その部分を何もさわらなければいいんですけども、それを伐根、伐採しなければなりません。その分で、今まで育てるのにかかった費用が発生してます。その分について今、協議をしているという状況でございます。ただ、今の進捗度合いでは、中播磨県民センターさんのほうのお力添えで、ほとんど多分何とかいけるでしょうと、公益的性格を持っている部分で兵庫県が認めた計画なので何とかそれは無償でという話の方向に進んでおることは間違いありません。

○議長（安部 重助君） ほかに。

谷口参事。

○町参事（谷口 勝則君） 総務課、谷口でございます。基本的に工事と立木補償は別問題でございます。立木補償は、ここは県有地で県の県行造林のところでございますので、所有は県でございますので、伐採するのに当たって県に補償する必要があるかないかということを今、山下特命参事が言いましたように、協議をしているところでございます。今までのホテルリラクシアの建設当時のいきさつからして、当然無償でというふうなことで協議をしているところでございます。ですから、工事をするのと立木補償とは別の話でございます。以上です。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷でございます。5点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、1点目ですが、今回伐採なり除根の分で約7,600平方メートルあたりを行うということなんですが、伐採木や根、かなりの量が出ると思うんですが、この分の処分方法はどうされるのかなという部分。どこかに一時仮置きされて、工事ですのでどこかで処分しなければならないんで、その分を1点お尋ねしたいと思います。

それで、関連しますと、当然これは伐採木等を持ち出しをする関係の中で、現在ここ

は設備関係の工事、調整池の工事をやられていますね。また今回の造成工事が入りますので現場がふくそうすると思うんですが、この3つの工事がスムーズにいくように、どのような指導というんですか、指示をされているかということをお尋ねしたいと思います。

それから、その中で今回の造成工事の中では設備関係の電線の地下埋設ですね。この分と今回の造成工事の分と、クロスというんですか、交わる部分がありますので、その辺の工事の調整、また工事後の責任範囲、その辺をどのように調整されているか。

それから、ダンプというんですか、運搬車の行き来の中での責任というんですか、調整を全体どうされるかというのの一つお尋ねをしたいと思います。

それからもう一つは、水路関係の中で、これまでの図面でもう一つ明確にわからなくて、きょう見てもわからないんですが、この調整池というんですか、これは調整池の役目もしますので、ここにためたる水については以前の話では、谷川、この辺の表流水をここに入れるんやというような話があったのですが、その図面が造成の工事の中でも暗渠排水で調整池まで行くような図面になってませんので、調整池の工事の図面見てもないのでわかりませんが、調整池の中に水路もしくは表流水等に入れる考え方があるのかどうか、その部分については今回もしくはそれ以外の工事の中で見ておられるのかどうかです。

それからもう1点は、今回、当初予定されてます工事の大半が、28年度中に予定されてます工事の大半が発注が済んだんかなと思ってます。その中で今ざっと計算しますと5億4,300万円ほどの工事費になるんですね。28年度の辺地債については6億という話でありますので、先ほどの立木補償云々の話がありますので、今後増加するという予定の中で6億を使い切ろうと思えば5億5,500万円余りの工事というのはどのように考えられるのか、もしくは辺地債を返すんやという考え方があるのかどうか、その辺の部分についてのお尋ねをしたいと思います。

それからもう1点は、これは直接工事案件と関係ないんですが……。

○議長（安部 重助君） 請負契約に関係なかったら控えてください。

○議員（9番 三谷 克巳君） この1ページの図面の中で、センターハウスの面積が書いてあるんですが、これがこれまで920平方メートルという話で聞いてたんですが、今回また900平方メートルに変わってますので、8月23日の委員会で説明受けた以降、また実施設計の変更があったのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。以上5点です。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） まず、1点目の立木伐採の処分についてはどうするのかという部分でございます。その部分については、これを全部本来の処分をしますと相当量のお金がかかります。その中で、一時仮置きをするという格好を考えてます。その部分については、成田さんの、今現在、上に土地が、以前は鳴門さんという方の土地だって、今は成田さんの所有の土地になってるんですけど、あそこ

に仮置きをさせていただくという了解をいただいております。それも無償です。その分について、一定期間を置いて、いろんな木材を、もったいないので、町民の方に、必要な方は持って帰ってくださいよと、そういう呼びかけをしたいというふうに思っています。

それから、その次ですけれども、現場がふくそうするのではないか。そのとおりでございまして、混乱する場合も相当予想されるので、直ちにこの業者が決まった段階で3社を集めてその部分の協議をしたい。それから現場にガードマンを配置する等、一般来場者に対しての注意喚起、その他にも十分配慮していただくというところでございます。

それから、調整池の部分なんですけど、調整池の部分につきましては、上から谷川が流れてますので、その分はとるということ、それから不足分は下の部分から、今の原水からポンプアップするという予定でございます。

それから、28年度の予算について、要はほぼ6億のうちおっしゃるとおり5億5,000万が今発注されたわけでございます。残りの4,900万円につきましては今後の現場状況を見ながら進めていくということなんですけれども、できれば次年度工事をこちら側に回してくるということができないかなというふうなことも考えています。できるだけ全体枠の工事費を節約できればなという思いはありますけれども、その中で、現場でどんな変更が生じるかわかりませんので、とりあえず現場の進捗動向を見ながら進めてまいりたいというふうに思います。

それから、センターハウスの部分、当初900平米から920平米の部分につきまして、タイムラグがございまして、実施設計に入った段階で風除室の部分が外に出ておりました。その部分、風除室を外に出そうとしますと、ひさし、その他等がまた余分な工事が発生するという格好で、その風除室の部分の中側に入れて、特にほかの機能に影響しないというふうに考えましたので、その分の面積カウントを減らしております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。伐採木の一時仮置きですが、これについては1段落ちたところに道路がありますと、1段落ちた低いところに置きますので、余り景観上、目につかないかもしれないですが、やはり高原のイメージの中で、相当な量になりますので、中には使える木もあるというふうな話ですが、やっぱり引っこ抜いた木の根っこがどの時期まで仮置きしてあるのかというふうなことで、また夏場、7月以降になりますと来場者がありますので、その辺については景観上特に問題がないようにだけお願いしたいと思います。仮置きという中で、3月末までには全て処分をするんですという話であれば心配はないと思うんですが、その辺、工事の中で進めながら、やっぱり峰山全体の景観の部分についても工事については内容は配慮してもらいたいと思います。

それから、あとセンターハウスの面積については、8月23日以降、風除室の関係で

900平方メートルに減ったという、その理解でいいわけですか。

○議長（安部 重助君） 地域振興課観光振興特命参事。

○地域振興課参事兼観光振興特命参事（山下 和久君） おっしゃるとおり工事期間中もお客さんはいっぱい来られますということで、できるだけお客さんの目につかないような格好にしたいとは思いますが、まず伐採木については、成田様の土地が結構離れてます。入って、峰山高原上がりまして従業員宿舎の前の道路をずっと右側へ入っていくというところの部分で、修景的にはそんなに影響はないかなというふうに思われます。また、既にもうそういう雑木等が出るのであれば欲しいという方も若干出てきておりますというところ辺で何とか処分はできると思うんですけども、ただ来年の3月31日までにできるかということはちょっと難しいかなと。しばらくの猶予期間を置きまして、スキー場完成までにつきましては周りがきれいな状態になるようにというふうに努めてまいりたいと思います。

それから、面積のことにつきましては三谷議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑がないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論を終結します。

第97号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第97号議案は、原案のとおり可決されました。

ここでちょっと暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

日程第4 第98号議案

○議長（安部 重助君） 日程第4、第98号議案、平成28年度神河町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第98号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は平成28年度神河町一般会計補正予算（第4号）でございまして、補正予算（第3号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、国の平成28年度補正予算に伴う内閣府所管の地方創生推進交付金事業並びに国土交通省所管の地籍調査事業の増額でございます。これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,969万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきまして、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 詳細説明を求めます。

総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（児島 修二君） 総務課、児島でございます。それでは、詳細説明をいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書で説明させていただきますので、4ページ、歳入をお開きください。

2、歳入、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、1節地方交付税210万円の増額でございます。これにつきましては、特別交付税の増額でございまして、これにつきましては、地域創生推進交付金事業に係るものでございまして、地域創生推進交付金のソフト事業に係る対象事業費の1,700万円の半分が地方負担額となります。その地方負担額の半分の80%を今回増額をいたしております。今回の増額によりまして、特別交付税の総額の予算は3億5,990万円となっております。

続いて、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金1,535万円の増額でございます。これにつきましては、地方創生推進交付金でございまして、現在地方創生の加速化交付金事業で実施をしております神河アグリイノベーション推進事業に係るものでございまして、それをさらに推進をするという中で、農産物の生産のため地域の担い手と協力して農業を行う若者の確保、それをさらに拡充すると、補充するという経費、そして堆肥を生み出すためのもとなる牛舎整備に係る敷地造成に係る経費について、このたびの国の補正予算で創設された新型交付金、地方創生推進交付金の交付を受けるもので、今回補助対象事業費3,070万円の50%を増額いたすものでございます。

続きまして、15款県支出金、3項県委託金、4目農林業費県委託金、1節農業費県委託金3,220万円の増額でございます。これにつきましては、地籍調査事業委託金でございまして、全国的に補助要望が増加する中、年々要望額の確保が困難になっている

ことを踏まえまして、積極的に財源確保を図っていくという中で、県と協議をしながら、今回このたびの国の補正予算を活用するということで補助対象事業費の100%を増額をするものでございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金1,355万の増額でございます。今回の補正による財源の調整のために増額をするものでございまして、この補正後の財政調整基金の残高につきましては、18億5,415万3,000円の見込みでございます。

続いて、歳出、5ページをお願いいたします。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、19節負担金、補助及び交付金3,100万円の増額でございます。これにつきましては、神河アグリイノベーション補助金ということで、先ほど歳入のところで申し上げました事業費でございます。内訳で申しますと、ハード事業として牛舎の敷地造成というところで敷地造成工事に係る部分が2,000万円、そしてソフト事業ということで、その敷地造成に係る測量造成設計委託料、そして立木補償に係る部分が797万円、そして若者の確保ということで303万円でございます。

続いて、5款農林水産業費、1項農業費、6目地籍調査費、13節委託料3,220万円の増額でございます。これにつきましては、測量等委託料でございまして、今回の補正による調査地区と面積につきましては、越知地区2.32ヘクタール、川上地区2.32ヘクタール、猪篠地区4.95ヘクタールの予定をいたしているところでございます。先ほど説明しました事業費の内訳については、このページ以降に資料1から3として添付をしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 済みません。ただいま財政特命参事のほうから詳細説明を行いましたけれども、神河アグリイノベーションの補助金の関係について少し補足説明をさせていただきたく思います。

議案書の後ろに参考資料を添付いたしております。まず、資料2のほうを先にごらんをいただきたく思います。この図の真ん中に株式会社アグリ神河がございまして。現在、農地を借り受けてアグリ青年・女子が機能性のあるニンジンでありますとかアレッタなどの野菜の栽培を直営分として約7反5畝ほどの栽培を手がけております。これらの農産部会と、これまで別組織としておりました牧場の部分であります畜産部会を一本化した法人を立ち上げるということに少し中身を変更をさせていただいております。

経過と状況を御説明をいたしますと、まず牧場の誘致につきましては、町としましては、各種補助金でありますとか交付金などを活用して支援をしていくということにいたしております。当初は牧場建設に係ります造成・整地費等や牛舎、あるいは機械設備類、車両などの備品類の経費を鈴木牧場が金融機関から受ける融資と国あるいは町の補

助金、上限となる4,000万円になりますが、この地域経済循環創造事業交付金を活用する予定でございます。しかしながら、牧場開設場所がまだ未決定という状況の中で、この交付金の申請の前提となります日本政策金融公庫の融資の判断ができないという状況になりましたので、この交付金を使うことは断念をいたしております。そして、このたび地方創生推進交付金の2次募集がございました。加速化交付金事業で実施をしております野菜生産のアグリイノベーション神河推進事業に牧場、畜産関係も取り込み、一体的な事業として牧場建設の下地であります造成工事までをこの推進交付金を活用して整備をしようとするものでございます。

なお、造成工事以降の牛舎、堆肥舎等の建物の建築費用あるいは堆肥製造の機械装置や備品類の購入については、新しくできる株式会社アグリ神河が融資を受けて実施をしていくということで考えております。

次に、1ページ戻っていただきまして、資料1でございます。地方創生推進交付金事業の年次計画ということで取りまとめをさせていただいております。このたび申請をしております、この地方創生推進交付金の中身でございますけれども、28年度から地方創生総合戦略の本格的な推進に向けて地方創生の深化をさせるために新たに交付される交付金でございます。この申請をしております中身が、先駆型といいまして、この先駆型の交付金額は単年度当たり1事業につき国費で1億円、事業費ベースで言いますと2億円を上限とする制度でございます。また、この推進交付金は単年度ごとに申請を行ってまいります、安定して総合戦略事業が実施できるように地域再生計画もあわせて申請をいたしております。このことにより5年間の事業計画が認定をされるということになってまいります。これが認定されますと、地域再生法に基づく法定補助ということで、安定的、継続的に事業が執行できるようになるものでございます。

今回、補正予算に計上いたしておりますのは、この表の中央部分で太枠で囲んであります平成28年度分で、農業部門ということで、①の人材確保と人材育成費で合計の303万円、そしてまた一番下のほうになりますが、牧場部門として、堆肥の生成として合計2,797万円を計上いたしておりますが、この牧場関係の部分につきましては、国への申請の関係もございまして、現時点での概数値の部分もでございます。今後、測量設計の結果や地元と協議の中で変更も若干生じる可能性がありますけれども、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

中身につきましては先ほど財政特命参事のほうから詳細説明がございましたので割愛をさせていただくところでございますが、地方創生推進交付金については11月中の交付決定予定ということになっております。その後、12月議会に上程させていただきまして非常に工期が短くなるということもございまして、このたび補正予算で計上させていただきます。よろしく御審議をいただけたらと思うところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 提案説明が終わりました。

本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。1点お尋ねをしたいと思います。

5月の総務委員会のとときやったと思うんですが、あのときアグリノベーションの設置規約でしたか、あれでそういう団体ができますよという話は聞いてます。今回、この資料2、新たに株式会社アグリ神河という法人といいますか団体が出てますので、その規約で設置された団体と、この資料2の法人、これが同一なのか全く別組織なのか、整合性があるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） この株式会社につきましては、当初、5月の委員会の時点ではまだ任意の団体ということでございました。そのときにもできるだけ早く法人化を進めていきたいということで御説明もさせていただいておったと思いますが、この任意団体が発展をしていって町の将来を担う農業の展開をしていくための基礎の団体ということになってくるということで、発展型の団体ということになります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原でございます。この件につきまして初めてこういう形で出てきた資料だと思います。国のタイムスケジュールと町の議会との関係でタイミングが合わないということでこういう形になったんだろうと思いますけども、これで今後5年間の中で単年度ごとに見直しということなんですけども、町が支援する限度という言い方はちょっとわかりにくいかもしれませんが、何もかも追加追加でいくのか、やっぱりこれ以上超えないというラインがあるかと思うんですけども、そのラインの考え方をちょっと教えていただきたいんですけども。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 考え方としましては、そもそもこの地方創生推進交付金のあり方といいますか、考え方なんですけれども、地域でこういった企業あるいは事業で稼ぐ力をつけていくということが根底にございます。このたびのこの先駆性のある事業タイプについては、5年間ということで交付金が入ってまいります。特にこの交付金では人件費等々も見れるという非常に大きなメリットがございますので、この5年間の中でその稼ぐ力をどんどんつけていくということが逆に求められているというふうにも考えております。そういった意味からも、現計画ではこういった5年間の金額も明示をしておりますけれども、先ほど議員も言われましたとおり、単年度の申請主義というところがございますので、そのあたりは、まず29年度については今年度の加速化交付金で実施をしていった事業の経過、実証をした中でまた申請をしていくということで考えております。そういった繰り返しをしていくことで若干この金額も変わ

ってくる部分が発生をするかもしれません。ただ、あくまでも冒頭に申し上げましたようにそれぞれの団体が稼いでいくということが趣旨でございますので、いつまでも町が補助をどんどんと出していくという考え方は毛頭ございませんので、そのあたりで御理解をいただけたらと思うところでございます。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） ひと・まち・みらい課の野邊でございます。ただいま藤原課長のほうからも説明がありましたけれども、この地方創生推進交付金につきましては、いわゆる地域のそういう団体、設立された団体につきまして、稼ぐ力をつけていかなきゃいけないと、今、新しく山本大臣に、地方創生担当大臣になっておりますけれども、やはり地方がもうかるようなことをやっていかなきゃいけないというふうに言われております。そのためにはやはり、まだできてほやほやの組織ですけれども、これが自立していくようにやっていかなければいけないということで、とりあえずこの地方創生推進交付金につきましては5年間の今、再生計画というのを提出しております。この5年間は法定補助になりますので、ある程度財源も確保されていくわけですので、この期間につきましては最低でも町としても団体が自立していくように補助をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） ほかに質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（7番 小寺 俊輔君） 7番、小寺です。少し教えていただきたいんですけど、結構事業内容がすごい変わったのかなと思うんです。もともとのお話は多分、鈴木牧場は鈴木牧場で牧場を建設していただいて、アグリ神河はアグリ神河でやるという話だったと私は記憶してるんですけども、今回この株式会社アグリ神河の中に畜産部会ということで牧場部門を株式会社アグリ神河の中に入れてしまうということなんですけれども、そもそもなぜその鈴木牧場さんとして単独でいなくなったのかというのが一つの疑問です。従来は多分、鈴木牧場さんが融資を受けられて牧場建設をされるというお話だったと思うんですけども、きょうお聞きするところによると、株式会社アグリ神河が融資を受けるという話なので、何かすごい話が変わってるのかなと思います。それをお聞きしたいのが1点と、あと株式会社アグリ神河、当然融資を受けるためには早々と立ち上げなければいけないと思うんですけども、その立ち上げ時期ですね。いつごろやられるのか、あと代表取締役といいますか、そういったものは一体どなたがなられるのか、その2点をお教え願えますか。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 若干冒頭にもこちらから説明をさせていただいたんですけども、組織の形態が変わってまいっております。一つは交付金の申請、財源の確保という中で制度をうまく活用しようというところもでございます。それと、もう一方では、アグリで今現在、野菜を生産をいたしておりますけれども、そちらのほう

についてもやはり市場に出していく中での信用といったような部分もアドバイザーのほうからも指摘を受けておるところでございます。そういった意味からもやはり株式、法人という部分が設立が望ましいといったようなことがございます。そういったものを総合的にしんしゃくする中で、どちらも町の農業改革に向けて、目的は同じだという部分がございますので、一体とした法人格を持たそうということでございます。

そして、立ち上げの時期でございますけれども、できるだけ早くということで、現在、定款の作成等もほぼ済んでおります。あとはそれぞれ参加をしていただく代表、発起人ですね、その方々に今から説明をもう少しさせていただくということで、準備会等も近いうちに開催をする予定とさせていただいております。現在のところ、組織の代表としては鈴木会長に御就任をいただくような予定もしておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。今回、鈴木牧場さんにつきましては設備関係は自社で負担ということだったと思うんですけども、この計画で見えますと、資産とする部分は自社、いわゆる法人でされるのか町が支援するのかの境目がちょっとわかりにくいんですけども、そのものの考え方はどない考えておられるのでしょうか。例えば鈴木牧場さんで、畜舎、言っとられた分は会社のほうでされるという意味ですよ。その計画の全体を見ますと、ほかの例えば設備、資産の部分については町がしてる部分もあったり、計画に上がるとるんですけど、そういうものの使い分けと言うたらいんですか、その分け方はどういうように、一方では支援する、一方はしないとか、いろんなことがあるんですけども、その考え方の基本と言うたらいんですか……（「牧場の関係」と呼ぶ者あり）牧場に限らず、これも後の集会施設も一緒なんですけど、設備関係で、本来は今の牛舎でいきますと自社でと、自分とこでやってくださいよという話になるんですけども、計画書の中で、中にいわゆる行政が支援する部分もあったりしますやん。資産の部分の使い分けをどういうふうにしとられるのかということなんですけど。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

まず、牧場の関係につきましては、当初から地域経済創造循環事業交付金ということで造成も含んで機械設備も含んでということで補助をするといったような考え方でございました。それが先ほど申し上げたように新しい交付金に乗りかわるわけですけども、町の負担相当分、その辺については同等金額ぐらいまでは当初から計画をしておりましたので、それに見合う分までは負担をするということの中で一定造成工事までといったような区切りを設けております。

それから、農業関係につきましては、全くこちらのほうについては新たな組織を、牧

場もそうなんですけれども、農業部門については全く新たな組織を立ち上げていくということの中で、やはり通常の露地栽培だけではなかなか収益が上がらない、稼ぐ力、自立につながっていかないといったような部分もございます。そういった部分から、特にビニールハウス等が大きな金額になっておりますが、設備等については一定の整備が必要かなというふうにも考えております。それとあわせて、こちらのほうはそもそも町の農業の改革を大きくしていこうということで町が推進をしている事業でもありますので、人件費であるとか、そういった部分、先ほど野邊町参事のほうからもありましたけれども、5年間についてはできるだけの支援をしていく、活用できる交付金は活用していくという観点の中で少し計上をさせていただいておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

三谷議員。

○議員（9番 三谷 克巳君） 9番、三谷です。関連しての部分になるんですが、今の説明の中で、株式会社アグリ神河が実施する事業というんですか、これは資料1で全体の5年間の事業費が6億ほど上がってますので、この中で、株式会社アグリ神河が実施する事業費というんですか、がこの6億のうちどれとどれなのか、もしくは全てをその株式会社がするのかという資料1に基づいての説明をお願いしたいのと、もう一つ、財源の中で、町が一般財源としては半分ほど見ますということになってます。その中で、一般財源の手当てとして特別交付税なり普通交付税措置分がありますということなんです、純粋な一般財源ですね。特別交付税で措置する分が6,800万円、それから普通交付税分が2億3,300万円とありますので、その交付税を除いた分の純粋な一般財源がどのくらいあるのかなということを1点お尋ねをしたいと思います。

もう一つは、これは地籍調査のほうですが、経済対策ということで約9ヘクタールほどの補助金がついて今回3工区で実施をするようですが、地籍の状況といいますと、今、山林調査に入ってまして、なかなか立ち会とか人が少ないよというような話を聞いてますので、実際これは平地の部分になりますので人の手当てはできるのかなという思いがありますが、その辺、この工事を進める中での調査はこのように補助金を追加で受けたとしても順調に進むかどうかという、その3点お尋ねしたいと思います。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。この1の資料でアグリがどこまでの分野かということになるんですけれども、この分だけ見ますと、要は牧場部門だけを除いた形ということになってまいります。ですから、28年度分でいけばアグリイノベーションの人材の経費だけということになりますので303万円だけということで、以降、牧場の部分については、この表で記載をいたしておりますが、以降、法人が融資を受けて実施するというところでございますので、その上の合計数字、事業費合計欄がそのままアグリイノベーション、農業分野の事業の経費と

いう形になってまいります。

それから、財源としての普通交付税を除いた純粋な部分ということでございますけれども、普通交付税については、その基礎数値の中に算定ということになっておりますので、その部分が具体的に幾らかという部分はちょっとわかりかねますので、こういった格好で普通交付税措置分を含むといった形の表現ととどめさせていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 地籍課長。

○地籍課長（児島 則行君） 地籍課、児島でございます。地籍調査業務についての人的措置ということでお答えをいたしたいと思っております。

地籍課職員につきましては、現在現地調査がほぼ終了いたしまして、内部の作業ということになっております。今回3業務につきましてお願いをしているわけでございますが、新たな業務としまして始まる3件ではございますが、内業3件でございますので、既に準備をされた資料を含めて3担当者プラス1補助をつけまして、業務については地籍課では業務可能でございます。一方、受託業者としましては、E工程につきましては森林組合にお願いをしております。このたびも同様の受託をお願いしたいと考えておりますが、これまでどおり森林組合でもこの時期に準備工としてE1の工程、素図作成準備工程を準備していただいておりますので、それ相当の職員の配置というのは十分できております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。

藤原資広議員。

○議員（5番 藤原 資広君） 5番、藤原です。そしたら、アグリの件なんですけども、5年後に自立して経営してくださいよということはわかるんですけども、農業部門で施設つくられたとき、当然5年後には多分設備、町がつくったものを譲渡されるかなと思うんですけども、そのものについての考え方とか思い、どのような考え方でこういうことになるかを、何かちょっとその辺を教えていただけないでしょうか。

○議長（安部 重助君） ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） 施設の譲渡については補助金の国の要綱等にも定めがあるというふうに理解をしておりますので、そのあたり補助金の要綱に従った形で適正に引き継ぐものは引き継ぐといったようなこと、あるいは処分すべきものは処分しないとだめなのかなといったようには思っております。そのあたりは少し確認をしながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（安部 重助君） ほかにございますか。ほか、ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（安部 重助君） 質疑を終結したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 質疑ないようでございますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（安部 重助君） 討論ないようでございますので、討論を終結します。

第98号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安部 重助君） 起立多数であります。よって、第98号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（安部 重助君） 日程第5、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第129条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定になっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認め、別紙のとおり議員を派遣することに決定されました。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された案件は全て議了しました。これで閉会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。これをもちまして第73回神河町議会臨時会を閉会します。

午前11時00分閉会

議長挨拶

○議長（安部 重助君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

町長から提案されました案件は、慎重審議の上、いずれも適正妥当な結論が得られ、議了しました。ここに議員各位の御精励と御協力に対しまして心より厚くお礼を申し上げます。

改めて議員の務め、執行部職員の務めをしっかりと認識し、町民福祉の向上のため、ともに携え邁進していきましょう。

これから秋の深まりとともに寒さも増してきますが、体調管理をしっかりとされてきて御活躍されますことを祈念しまして閉会の挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、第73回神河町議会臨時会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

提案させていただきました案件につきまして、真摯な御論議、助言もいただきながら御承認、可決いただき、まことにありがとうございました。皆様からいただきました全ての御意見含め、改めて神河町の地域創生をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

秋も深まり、と同時に寒暖の差が厳しくなってくるわけでございます。議員各位には健康管理を十分にさせていただきますとともに、引き続き町政運営に御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのお礼の御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

午前11時01分
